

東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月二五日運輸省令第二八号）
この省令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年八月三一日運輸省令第六一号）
（施行期日）
1 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

（経過措置）
2 調査の時期がこの省令の施行前に属する調査については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一月二九日運輸省令第三九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年三月三〇日国土交通省令第一五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。
（造船機統計調査規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 調査の時期がこの省令の施行の前日以前に属する造船機統計調査については、なお従前の例による。

附 則（令和元年二月一六日国土交通省令第四五号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中港湾調査規則別表の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

附 則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。